

役員報酬関規程

認定特定非営利活動法人 親子はねやすめ

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人親子はねやすめ（以下「この法人」という。）定款第18条に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人が報酬を支払うことが出来る役員は、定款第12条に定める理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、原則として無報酬とする。但し、この法人は、一定以上の勤務を定常的に担う役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することが出来る。

(報酬額の決定)

第4条 役員報酬額は、総会の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況に応じて、理事会で決定するものとする。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の協議で決定するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の変更及び改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定める。

附則 この規程は2022年6月21日から施行する。

職員給与規程

認定特定非営利活動法人
親子はねやすめ

目次

第1章 総則	2
第1条 (目的)	2
第2条 (給与決定の原則)	2
第3条 (給与の支給範囲)	2
第2章 給与	2
第1節 給与の支払いと計算	2
第4条 (給与の支払方法)	2
第5条 (給与の控除)	2
第6条 (給与の計算期間および支払日)	2
第7条 (非常時の支払)	2
第8条 (給与の計算方法)	2
第9条 (欠勤等の扱い)	2
第10条 (休暇休業等の給与)	3
第11条 (端数処理)	3
第2節 月例給与	3
第12条 (給与の構成)	3
第13条 (基本給)	3
第14条 (固定残業手当)	3
第15条 (調整手当)	3
第16条 (時間外手当)	3
第17条 (通勤手当)	4
第18条 (異動の届出義務、不正の届出)	4
第19条 (給与の改定)	4
第3章 賞与	4
第20条 (賞与)	4
第4章 その他	4
第21条 (旅費)	4
(付則)	4

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、認定特定非営利活動法人親子はねやすめ（以下「この法人」という。）定款第19条に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（給与決定の原則）

給与は、本人の職責の質ならびに職員の年齢、経験、勤務成績および勤務条件により決定する。

第3条（給与の支給範囲）

給与とは、職員の労働の代償として支払われるものすべてのものをいう。したがって、職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか給与を支払わない。

第2章 給与

第1節 給与の支払いと計算

第4条（給与の支払方法）

給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。但し、職員の書面協定により、職員が希望した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込みにより給与の支払いを行う。

第5条（給与の控除）

次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 介護保険料
- (5) 雇用保険の被保険者負担分
- (6) 職員の過半数を代表する者との協定により定めたもの

第6条（給与の計算期間および支払日）

職員の給与計算期間は、1日より末日までの分を計算し、当月18日に支給する。但し、支給日が休日に当たるときはその前日に支給する。

第7条（非常時の支払）

職員が以下の各号のいずれかに該当する場合かつ本人より請求があった場合には、本規程に定める期日前であっても既往の労働に対する給与を支払うものとする。

- (1) 職員が死亡した場合。
- (2) 傷病、災害、出産または生計を維持する者の葬儀などにより費用を要する場合。

第8条（給与の計算方法）

給与の計算期間の途中に入社、退社、休職または復職した場合は、その月の給与を下記の算式により日割計算して支払う。

$$\frac{\text{基本給} + \text{固定残業手当} + \text{調整手当}}{\text{給与支給対象期間における所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

第9条（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退および私用外出をした場合の時間については、原則として1日または1時間あたりの給与額に欠勤、遅刻、早退、私用外出の合計時間を乗じた額を差し引くものとする。ただし、給与計算期間の全部を休業した場合は、給与月額のをすべてを支給しないものとする。

- (1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

$$\frac{\text{基本給} + \text{固定残業手当} + \text{調整手当}}{\text{1カ月平均所定労働時間}} \times \text{不就労時間数}$$

(2) 欠勤控除

$$\frac{\text{基本給} + \text{固定残業手当} + \text{調整手当}}{1 \text{ カ月平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

第10条 (休暇休業等の給与)

1. 年次有給休暇に定める休暇に対する給与は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。
2. 次の休暇および休業期間等は無給とする。
 - (1) 産前産後休業
 - (2) 育児・介護休業期間
 - (3) 生理休暇
 - (4) 母子健康管理のための休暇等の時間
 - (5) 公民権行使の時間
 - (6) 就業規則第21条に定める休職期間
3. この法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均給与の60%を支給する。

第11条 (端数処理)

給与の計算をするにあたり、円未満の端数がある場合には、切り上げる。

第2節 月例給与

第12条 (給与の構成)

職員の給与の構成は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 固定残業手当
- (3) 調整手当
- (4) 時間外手当
- (5) 通勤手当

第13条 (基本給)

基本給は、各自の技術、技能、経験および年齢等に応じて支給するもので、正規の勤務時間における基本となる給与とする。

第14条 (固定残業手当)

1. 固定残業手当は、第16条に定める時間外勤務手当45時間相当額（割増給与計算の基礎となる単価×1.25×45時間分）として支払う。ただし、個別に定める雇用契約に本条と異なる定めをする場合には、当該雇用契約の内容による。
2. 第16条に基づき算出される時間外手当の支払いにあたっては、第16条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当および深夜勤務手当の合計額から固定残業手当を控除した額を支払うものとする。ただし、実際の時間外手当の合計額が固定残業手当の額を超える場合にはその超過分を加算して支払うが、固定残業手当の額に達しない場合にも、固定残業手当を減額することはない。

第15条 (調整手当)

調整手当は、この法人が必要と認めた場合にその都度決定して支給する。

第16条 (時間外手当)

時間外手当は、次の算式により計算して支給する。ただし、就業規則第44条に該当する者は、次の時間外、休日に関する時間外勤務手当および休日勤務手当は適用しない。

- (1) 時間外勤務手当（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{調整手当}}{1 \text{ カ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 休日勤務手当 (法定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{調整手当}}{\text{1 カ月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$$

(3) 深夜勤務手当 (午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{調整手当}}{\text{1 カ月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

第 17 条 (通勤手当)

通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者に対し、自宅からこの法人までの合理的な経路および方法により計算した 6 カ月の定期代相当額を支給する。ただし、非課税限度額をもって支給限度額とする。

第 18 条 (異動の届出義務、不正の届出)

1. 通勤経路を変更するときおよび通勤距離に変更が生じたときは、5 日以内にこの法人に届け出なければならない。
2. 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により給与を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第 70 条に基づき制裁処分を行うことがある。

第 19 条 (給与の改定)

1. 給与の改定は、随時行うものとする。改定額については、この法人の業績および職員の勤務成績等と勘案して各人ごとに決定する。
2. 人事考課結果が大幅に期待以下の場合には、降給することがある。

第 3 章 賞与

第 20 条 (賞与)

賞与は支給しない。ただし、この法人の業績および職員の勤務成績を考慮して支給する場合もある。

第 4 章 その他

第 21 条 (旅費)

この法人が職員に出張を命じた場合には、出張中の費用として、交通費、宿泊費、その他この法人が必要と認めた実費を支給するものとする。

(付則)

この規程は 2022 年 6 月 21 日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人親子はねやすめ	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	--------------------	------	--------------------

1. 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	120,000 円
賛助会員受取会費	784,000 円
受取寄付金	2,216,769 円
受取利息収入	29 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	3,120,798 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	0 円

(3) その他

なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
		賃借料	令和3年 4月1日 ～令和 4年3月 31日	264,000 円	賃貸借契約に基づき 月額2万円（税別）
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

元書類收受日 令和4年6月27日
差替書類收受日 令和5年6月28日

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	認定特定非営利活動法人 親子はねやすめ	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉙」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉙」、「㉚」及び「㉜」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間(「㉔」から「㉙」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間(「㉔」から「㉙」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかとしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

元書類收受日 令和4年6月27日
 差替書類收受日 令和5年9月1日

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定特定非営利活動法人 親子はねやすめ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		5人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
宮地 浩太		理事		○							平成27年1月20日 就任
齊藤 健一		理事		○							平成27年1月20日 就任
井上 朱実		理事		○							平成29年6月20日 就任
青木 一夫		監事		○							平成27年1月20日 就任
木村 則昭		理事		○							令和3年6月23日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人 親子はねやすめ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (PCA 会計) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
仕訳帳	会計ソフト (PCA 会計) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
現金出納帳	表計算ソフト (エクセル) ルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	表計算ソフト (エクセル) ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	表計算ソフト (エクセル) ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 親子はねやすめ	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	認定特定非営利活動法人親子はねやすめ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人 親子はねやすめ
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日 ~ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> </tr> </table>				事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日				

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人 親子はねやすめ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(註2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ